

8月の豪雨被害に遭われた方々の復旧を応援します
【佐渡市豪雨災害被災復旧応援金】のご案内

令和7年12月 佐渡市建設部建築住宅課

このたび被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
被災した宅地または農業用施設の復旧などに対し応援金を交付します。

届出者	市内に住所を有する個人で被災した宅地または農業用施設の所有者等
応援金の額	復旧に係る対象経費が20万円以上の場合 10万円 復旧に係る対象経費が10万円以上の場合 5万円
対象経費	被災箇所が個人の宅地または個人が利用する農業用施設（農道、ため池、水路）であり、施工業者に支払う金額が税込10万円以上のもの 【土砂災害の復旧例】 <ul style="list-style-type: none">・土砂の排土、倒木や木くず等の除去・処分・盛土・切土・法面整形、擁壁等設置、路面復旧など・ため池、水路の修復など 【注意事項】 <ul style="list-style-type: none">・原形復旧を原則とします。・他の公共事業による補助対象経費または代行工事を受ける部分の経費は対象外です。・業者に依頼せず、ご自分で復旧した場合の費用は対象外です。・届出前に復旧したものも対象になりますが、<u>被災状況が確認できる写真が必ず必要となります。</u>・応援金を受けられるのは宅地、農業用施設のいずれかであり1戸あたり1回です。
届出期間	令和7年10月14日（火）から令和8年2月27日（金）まで
提出先	佐渡市役所建設部建築住宅課（本庁舎3階）・各支所・行政サービスセンター
届出時に必要な書類	 【これから復旧される方】 ①豪雨災害被災復旧応援金届出書 ②り災届出証明書の写し ※お持ちでない方は、届出のときに申請していただければ、添付の必要はありません。 ③復旧等の見積書の写し（任意様式） ④被災箇所・状況がわかる資料（位置図・写真など） 【すでに復旧が完了している方】 (1)上記の③以外 (2)豪雨災害被災復旧応援金完了報告書 (3)工事契約書または工事代金請求書の写し (4)工事代金領収書等の写し (5)復旧等費用の内訳書 (6)復旧等が完了した状況がわかる写真 ※提出様式は佐渡市役所建設部建築住宅課窓口及び各支所、各行政サービスセンターの窓口に用意しております。また、佐渡市ホームページからもダウンロードできます。なお、上記のほか追加で書類提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。
完了報告書提出期限	令和8年3月31日（火）まで 復旧等が完了し、業者への支払後、すみやかに完了報告書を提出してください。
応援金の交付	口座振込
応援金の返還	応援金交付後に偽り、その他不正な手段が判明した場合は、応援金を返還していただきます。

■お問い合わせ先■

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地

（宅地）佐渡市役所 建設部 建築住宅課 住宅・都市計画係

電話（直通）0259-67-7403

（農業用施設）佐渡市役所 農林水産部 農林水産振興課 農村整備係

電話（直通）0259-63-3761

佐渡市ホームページ



手続きの流れ

1 これから復旧される方

(1) 届出

1. 豪雨災害復旧応援金届出書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none">届出者が記入してください。届出用紙は、佐渡市建築住宅課、各支所・行政サービスセンター窓口または佐渡市ホームページからダウンロードしてください。
2. り災届出証明書の写し ※届出者名と同じ名義のもの	<ul style="list-style-type: none">り災届出証明書をお持ちでない方は、届出のときに申請していただければ、添付の必要はありません。
3. 復旧等の見積書の写し	<ul style="list-style-type: none">復旧等を依頼する施工業者から作成してもらってください。
4. 被害箇所・状況がわかる資料	<ul style="list-style-type: none">位置図被災写真（令和7年8月6日以降のもの）
5. 委任状	※届出者本人もしくは同一世帯の方が窓口に来られない場合

(2) 復旧等

届出書が受理されましたら、施工業者に復旧等を依頼してください。

届出後に復旧内容や復旧金額に軽微な変更が生じた場合は、変更後の内容で完了報告を行ってください。重大な変更（復旧場所・種別・復旧内容等の変更）の場合は、事前に建築住宅課までご相談ください。なお、届出後に変更が生じた場合、応援金額は増額できません。

(3) 完了報告 ※復旧等完了後、すみやかに書類を提出してください。

1. 豪雨災害復旧応援金完了報告書 (様式第2号)	<ul style="list-style-type: none">届出者が記入してください。
2. 工事契約書または工事代金請求書の写し	<ul style="list-style-type: none">宛名（届出者名）、日付、施工業者名が記載されているもの
3. 工事代金領収書等の写し	<ul style="list-style-type: none">宛名（届出者名）、日付、但し書き等必要事項が全て記載されているものまたは振込依頼書等、振込が確認できるもの
4. 復旧等費用の内訳書	<ul style="list-style-type: none">対象復旧内容と金額の内訳がわかるもの数量、単価等が記載されているもの工事代金領収書等と同額のもの <p>※工事契約書、工事代金請求書の写しにより上記が確認できれば省略可</p> <p>届出時の内容に変更がなければ省略可</p>
5. 復旧等が完了した状況がわかる写真	<ul style="list-style-type: none">復旧前と復旧後が比較できるもの
6. 振込先口座が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none">完了報告書の振込口座に記載する内容が確認できるもの（通帳の写し等）口座名義人は届出者と同じもの
7. 委任状	※届出者本人もしくは同一世帯の方が窓口に来られない場合

(4) 交付決定の通知

- 完了時の提出書類等について審査し、応援金の交付決定通知を郵送します。

(5) 支払い

- 指定口座に応援金を振込みます。

2 すでに復旧が完了している方

(1) 届出・完了報告

1. 豪雨災害復旧応援金届出書 (様式第1号)	• 届出者が記入してください。 • 届出用紙は、佐渡市建築住宅課窓口、各支所・行政サービスセンター窓口または佐渡市ホームページからダウンロードして入手してください。
2. 豪雨災害復旧応援金完了報告書 (様式第2号)	
3. り災届出証明書の写し ※届出者名と同じ名義のもの	• り災届出証明書をお持ちでない方は、届出のときに申請していただければ、添付の必要はありません。
4. 工事契約書または工事代金請求書の写し	• 宛名(届出者名)、日付、施工業者名が記載されているもの
5. 工事代金領収書等の写し	• 宛名(届出者名)、日付、但し書き等必要事項が全て記載されているものまたは振込依頼書等、振込が確認できるもの
6. 復旧等費用の内訳書	• 対象復旧内容と金額の内訳がわかるもの • 数量、単価等が記載されているもの • 工事代金領収書等と同額のもの ※工事契約書、工事代金請求書の写しにより上記が確認できれば省略可 届出時の内容に変更がなければ省略可
7. 被害箇所・状況がわかる資料	• 位置図 • 被災写真(令和7年8月6日以降のもの)
8. 復旧等が完了した状況がわかる写真	• 復旧前と復旧後が比較できるもの
9. 振込先口座が確認できるもの	• 完了報告書の振込口座に記載する内容が確認できるもの(通帳の写し等) • 口座名義人は届出者と同じもの
10. 委任状	※届出者本人もしくは同一世帯の方が窓口に来られない場合

(2) 交付決定の通知

- 完了時の提出書類等について審査し、応援金の交付決定通知を郵送します。

(3) 支払い

- 指定口座に応援金を振込みます。